

出雲市介護保険条例の一部改正について

介護保険料（第 1 号被保険者に係る保険料）の低所得者を対象とした軽減強化については、国が進める消費税増税に伴う社会保障の充実策の一つであり、本市では、これまで国の介護保険法施行令の改正に基づき、下記の経過のとおり出雲市介護保険条例を改正し、段階的に保険料率の軽減を実施しています。

この低所得者軽減強化は、令和 2 年度から予定される料率改正で完全実施となりますが、これに係る「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が令和 2 年 3 月末に公布され、同年 4 月 1 日から施行される見通しです。

つきましては、この施行令改正に伴う「出雲市介護保険条例の一部改正」について、政令の公布日から施行日までの期間が短く、市議会に諮ることができないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。

なお、この一部改正については、同条第 3 項の規定により、次期議会において報告し承認を求めます。

記

1 介護保険料の低所得者軽減強化の経過

平成 27 年度：住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象に、保険料軽減を一部実施
（所得段階が第 1 段階の料率を 0.05 軽減）

令和元年度：住民税非課税世帯の被保険者全体を対象に、令和 2 年度からの完全実施時の半分の料率に軽減（本年度 6 月議会において市介護保険条例の改正議決）

令和 2 年度：低所得者軽減強化を完全実施（予定）

2 保険料の料率について

	軽減前（平成 30 年度）		軽減後（令和元年度） 【半分の料率】		軽減後（令和 2 年度） 【完全実施】	
	料率	年額	料率	年額	料率(案)	年額(案)
第 1 段階	0.45 (△0.05)※1	33,804 円 (△3,756)	0.375 (△0.125)	28,170 円 (△9,390 円)	0.30 (△0.2)	22,536 円 (△15,024 円)
第 2 段階	0.70※2	52,584 円	0.575 (△0.125)	43,194 円 (△9,390 円)	0.45 (△0.25)	33,804 円 (△18,780 円)
第 3 段階	0.75	56,340 円	0.725 (△0.025)	54,462 円 (△1,878 円)	0.70 (△0.05)	52,584 円 (△3,756 円)

()は、介護保険法施行令の規定に基づき出雲市が定める軽減幅

※1 軽減強化の第 1 弾として、平成 27 年 4 月から 0.5→0.45 に軽減を一部実施

※2 第 7 期計画策定時に市独自に設定(国基準 0.75→出雲市 0.70)

3 令和 2 年度の軽減強化による財政負担見込額

159,440 千円（負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4）

※令和 2 年度当初予算計上額（一般会計繰出金）

出雲市介護保険料 低所得者負担軽減強化における保険料額の変更一覧表

【 従 前 】										軽減後の料率と年額 令和元年度[半分の料率]				軽減後の料率と年額(案) 令和2年度[完全実施]				(参考) 対象者数	
国		出雲市 介護保険事業計画 第7期【平成30年度(2018)～令和2年度(2020)】						令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		平成31年4月1日(平成31年度賦課期日)時点(人)							
国段階	市段階	世帯員の住民税課税状況	本人の住民税課税状況	対象者		料率	月額(円)	年額(円)	市段階	料率	年額(円)	市の段階	料率	年額(円)					
				生活保護受給者															
第1段階 0.5	第1段階	—	非課税	非課税	本人の課税年金収入額 ＋その他の合計所得金額(※)	0.45 (△0.05) ※	2,817	33,804	第1段階	0.375 (△0.125)	28,170 (△9,390)	第1段階	0.3 (△0.2)	22,536 (△15,024)	第1段階	5,190			
	第2段階								0.7	4,382	52,584	第2段階	0.45 (△0.25)	33,804 (△18,780)	第2段階	3,685			
	第3段階								0.75	4,695	56,340	第3段階	0.7 (△0.05)	54,462 (△1,878)	第3段階	3,335			
第4段階 0.9	第4段階	課税	課税	※「その他の合計所得金額」とは、年金収入にかかる所得を除いた合計所得金額のこと	0.9	5,634	67,608												
第5段階 1.0	第5段階							80万円超	基準額	6,260	75,120								
第6段階 1.2	第6段階							120万円未満	1.2	7,512	90,144								
第7段階 1.3	第7段階	—	課税	合計所得金額	1.3	8,138	97,656												
	第8段階 1.5							190万円以上 290万円未満	1.5	9,390	112,680								
第9段階 1.7	第9段階							290万円以上 400万円未満	1.7	10,642	127,704								
	第10段階	400万円以上 640万円未満	1.9	11,894	142,728														
	第11段階	640万円以上 800万円未満	2.2	13,772	165,264														
	第12段階	800万円以上	2.4	15,024	180,288														

※軽減強化の第1種として、平成27年4月から0.5→0.45に軽減を一部実施